

台東区感染症予防計画・台東区健康危機対処計画（感染症編）

パブリックコメント実施結果

意見受付期間	令和6年2月28日（水）～令和6年3月19日（火）
意見受付場所	区公式ホームページでの受付のほか、各区民事務所・分室・地区センター、区政情報コーナー、生涯学習センター、生活衛生課・保健予防課窓口で中間のまとめ閲覧・意見受付。
意見受付件数	4人、4件
提出方法の内訳	郵送 0人（0件） ファクシミリ 0人（0件） ホームページ 1人（1件） 持参 3人（3件）

分類	項番	意見	区の考え方 (該当箇所)
第1章 第1節 基本的な考え方	1	「新型インフルエンザ等対策行動計画」と整合性を確保するのは良いのだが、新型コロナウイルス感染症発生時における当該計画の位置づけと活用について再度点検し、わかりやすく整理してほしい。	<p>新型インフルエンザ等対策行動計画との関係は、P.1「1 計画の位置付け」に記載のとおりですが、当該計画については、政府や東京都の行動計画の見直しに合わせて見直す予定であり、その際に再度、感染症予防計画との整合性や新興感染症発生時の位置づけについても整理してまいります。</p> <p>(1 計画の位置付け)</p>
	2	<p>感染症法に基づく防疫措置には、行動制限や入院勧告等、個人の権利を制限する内容が含まれている一方で、感染症法の前文には、過去に感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止めて、患者等の人権を尊重しつつ対応すべき旨が述べられている。</p> <p>しかしながら、新型コロナの流行初期には、患者や医療関係者への偏見が報じられる場面もあった。これらのことを踏まえて、今後の感染症対策にあたっては、患者等が偏見や差別に晒されることのないよう、また、権利が不当に制限されることのないよう、人権に十分配慮しながら対応していただきたい。</p>	<p>P.2「4 人権の尊重」に記載のとおり、感染症法に基づく入院勧告や措置等にあたっては、人権に配慮して、必要最小限のものとし、実施の目的や必要性について十分に事前の説明を行う他、審査請求に関する教示等の手続きや意見を述べる機会の付与を適切に行います。</p> <p>また、発生状況や対策の情報を広く一般に周知する必要があるときには、個人情報保護の観点から十分に踏まえ、差別や偏見を生じたりすることのないよう慎重に注意を払いながら、科学知見に基づき、まん延防止に必要な内容を公表します。</p> <p>(4 人権の尊重)</p>

分類	項番	意見	区の考え方
第2章 第5節 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策	3	<p>新型コロナの際には、様々なメディアからの情報が溢れていたため、何が正しい情報なのかが分からず必要以上に不安が高まったと思う。</p> <p>今後、新型コロナのような感染症が発生した場合には、正確な情報をいち早く知ることができて、不安が解消され、必要な行動がとれるようにしてもらいたい。</p>	<p>P.23「3 情報提供・リスクコミュニケーション」に記載のとおり、新興感染症の拡大時などに、区民が誤った情報に惑わされることなく適切な行動をとるためには、区が収集・分析した情報に専門家の視点も加え、わかりやすいメッセージを発信し、伝えたい情報や拡大時における望ましい行動を区民と正しく共有することが重要であると考えております。そのため、情報提供に当たっては、正確な情報を収集したうえで、広報紙、区公式ホームページ、区公式SNS等を用いて正しい情報をわかりやすく丁寧に発信し、区民の不安を解消するとともに、感染拡大防止の行動を促してまいります。</p> <p>(3 情報提供・リスクコミュニケーション)</p>
第3章 第6節 臨時の予防接種 新興感染症発生時の対応	4	<p>今般の新型コロナ感染症対策について、薬剤師会として、ワクチン接種業務（希釈・分注等）や、自宅療養者への医薬品供給体制の確保（自宅配送等）等に協力した実績がある。今後、新興感染症が発生した際等には、薬剤師会とも十分連携して対応して欲しい。</p>	<p>新型コロナワクチン接種等に関する薬剤師会の協力を踏まえて、P.37「第6 臨時の予防接種」の関係機関に薬剤師会等を明記いたします。</p>